

## **〔事案 29-81〕 契約解除取消請求**

・平成 30 年 1 月 26 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除されたため、解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 26 年 11 月に契約した医療保険について、入院給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除されたが、以下を理由に解除を取り消してほしい。

- (1)告知義務違反とされた変形性膝関節症について、医師から病名を知らされておらず、「病気ではなく気にするほどでもない」と言われており、病気という認識がなかった。
- (2)募集人に(1)について話したところ、「書かなくて大丈夫」と言われたため、入院・手術の事実は記入したが、他の疾病については記入しなかった。
- (3)解除日の 1 か月以上前には保険会社に変形性膝関節症について話をしており、保険会社が解除の原因となる事実を知った日は遅くとも同日であるところ、解除を通知した日はすでに解除可能な 1 か月を経過している。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人は告知義務に違反しており、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、告知義務違反の理由となった疾病の受診時に、膝関節後部痛の自覚症状を訴えている。
- (2)申立人は、最初に受診した医療機関において、変形性膝関節症との病名が記載された診療情報提供書を受領し、その後、その書面を持って、紹介された別の医療機関を受診しており、当該医療機関において、本人に変形性膝関節症との病名が告げられている。
- (3)申立人が変形性膝関節症について当社に話をしたとする電話においては、当社が解除の原因を知ったと解されるような会話や音声は一切存在しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められる一方、募集人が変形性膝関節症について「書かなくて大丈夫」などと申立人に伝えたとは認められず、また、保険会社は解除権の行使が可能な期間（除斥期間）内に解除を行っていることが認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。